

2020年2月5日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「遺産分割調停と相続法改正～東京家庭裁判所における取組～」

東京家庭裁判所委員会委員・第二東京弁護士会会員 大竹 寿幸 (57 期)

2020年2月5日に開催された家庭裁判所委員会について報告します。

まずは、東京家裁家事5部部総括判事から、東京家裁における家事5部の位置付け・沿革、調停手続と審判手続の違いについて説明がありました。現在は裁判官5人の体制です。そして2018年の全家裁における新受件数は15000件を超え、そのうち東京家裁は約1500件ですので、家事5部の裁判官は年間300件の新件を担当することになります。審理期間は24%が6か月以内、61%が1年以内に、平均期日回数7.1回で終了しており、終局事由は調停成立が51%、調停に代わる審判が18%、審判はわずか6%ということです。

続いて、調停室や当事者控室を見学しました。調停室には「遺産分割調停の進め方」というチャート図や、何が遺産分割協議の対象となる遺産か、何が特別受益や寄与分に該当するかなどを説明したQ&Aが準備されています。これらは弁護士には見慣れた光景ですが、市民委員からは質疑応答時に「親切な資料を用意されていることに感銘を受けました」と感想を述べる委員もいらっしゃいました。

さて見学から戻って質疑応答です。

① 改正相続法で相続人以外の親族が財産の維持増加に貢献した場合に請求する「特別の寄与料」制度が創設されましたが、権利行使期間が相続開始及び相続人を知った時から6か月以内かつ相続開始のときから1年以内となっています。しかし、相続人の配偶者（多くは妻でしょう）等が上記期限内に権利行使するのは困難ではないかとの問題意識から、相続開始から遺産分割調停申立までの平均期間について尋ねましたが、東京家裁は統計を取っていないとのことでした。

② 改正相続法が適用される事件がちらほらと申し

立てられてきたそうですが、改正相続法の制度が扱われるか、運用状況・課題などはまだ不明ということでした。

③ 配偶者居住権の評価については議論中で、家裁としての考え方が実際に当事者に受け入れられるかというあたりを見ていきたいということでした。

④ 当事者が期日に出席できない場合の、電話調停などの運用状況は、代理人弁護士の場合は事務所で対応していただけるが、当事者の場合は最寄りの家裁に出頭してもらっているとのことでした。関連してIT化については、調停手続の性質上、重要な節目には当事者に出頭してもらうのがふさわしいのではないかとのご意見でした。

⑤ その他、市民委員からは、事実婚の場合はどうなるのか（遺言相続となるため家事5部では扱わない）、調停事件の当事者の人数（相続人が高齢な事案では、相続人が途中で亡くなったりすることで当事者が多数となることもある）等の質問がありました。

⑥ 相続人が高齢化していることもあり、相続人が当事者ではない人の影響を受けやすかったり、まだまだ自分の権利を主張しないことが美德とされる風潮が残っていたりするので、自分で自分を守れない人を家裁はサポートしてほしいとの要望が出されました。

今回は、2020年6月23日（火）、テーマは「成年後見制度の利用促進に向けた取組状況について」です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

＊問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207